

令和2年9月4日

学校医各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
学校保健担当理事 木村 耕三

県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン  
(令和2年8月28日版) について (通知)

神奈川県医師会を通じて神奈川県教育委員会教育局指導部保健体育課長より通知がま  
いりましたのでお知らせいたします。

こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会  
会長 菊岡正和  
(公印省略)

県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン  
(令和2年8月28日版) について (通知)

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添のとおり神奈川県教育委員会教育局指導部保健体  
育課長から通知がありました。

県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動再開後における保健管理等の扱いにつ  
いては、令和2年5月28日付(2神医第260号)にて通知済みですが、この度、文部科  
学省から令和2年8月6日付け「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生  
管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関  
する新たな考え方が示され、保健管理等に関するガイドラインとして改め、各県立高等  
学校長及び各県立中等教育学校長宛て通知したとのことです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、学校医の先生方にご周知くだ  
さいますようお願い申し上げます。

また、県立高等学校等からご相談があった場合には、ご協力くださいますようお願い申  
し上げます。

事務担当

保険医療学術課 堀金

TEL:045-241-7000/FAX:045-241-1464

E-mail:t-horigane@kanagawa.med.or.jp

## 県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン

県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動再開後における保健管理等の扱いについては、令和2年5月22日に送付した「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（高等学校・中等教育学校）」により示したところですが、この度、令和2年8月6日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」により保健管理等に関する新たな考え方が示されたことを踏まえ、保健管理等に関するガイドラインとして改めました。（下線部分が変更点及び追加事項）

各学校においては、このガイドラインを踏まえ、感染症予防対策とまん延防止対策の徹底を図るようお願いします。

なお、今後、県内の感染状況等により、ガイドラインの内容については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

### 1 保健管理等についての改訂の基本的な考え方

- ア 教室については、自分の身の回りの消毒を適切にできるよう指導することを通して、「新しい生活様式」を踏まえた感染症予防対策に主体的に取り組む意識を醸成する。
- イ トイレ等の不特定多数が利用する共用部分については、生徒に消毒を行わず、生徒の感染リスクを低減する措置を引き続き行う。

### 2 学校の教育活動実施に当たっての保健管理について

#### 【感染症予防対策】

##### (1) 感染症予防対策

##### ア 登校時における感染症予防対策

##### (ア) 登校前の対応について

○生徒には、登校前に検温及び健康観察を行わせ、健康観察票（一部改訂 R02.8.20、ICTを用いることも可）に記載させ、毎回学校に持参させるよう指導すること。健康観察票は、過去16日間（健康観察票1枚表裏）以上のものを保存させること。

○発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は、学校に連絡した上で、症状がなくなるまで自宅で休養させる。また、同居する家族等が感染又は感染の疑い（風邪症状等）がある場合は、県内の感染状況等を考慮しつつ、学校に連絡させた上で、生徒は自宅に滞在させること。その場合、出欠席の扱いは「出席停止」とすること。（「(2)出席停止等の扱い」項目参照）

##### (イ) 登校時に検温、健康観察をしていない生徒への対応について

○生徒が持参した健康観察票を教室等で確認する際、登校前に体温や健康状態を確認できなかった生徒については、速やかに検温及び健康観察等を行うこと。

○学校で検温及び健康観察を行う際は、3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を避けられる環境を用意すること。なお、登校時に健康状態を確認できなかった生徒が多数いる場合には、養護教諭や担任だけでなく、全教

職員で連携して対応できるよう体制を整備しておくこと。

○学校での検温は、県教育委員会が予算措置した非接触型体温計を使用することが望ましい。

(ウ)発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある生徒が登校した場合の対応について

○当該生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。  
その場合、出欠席の扱いは「出席停止」とすること。(「(2)出席停止等の扱い」項目参照)

○必要に応じて受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。

○安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまるケースが想定されるが、その場合には、他の者との接触を避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行うこと。

#### イ 登校後の感染症予防対策

(ア)基本的な感染症予防対策の指導

○学校での登校時、昼食（給食）の前後、外から教室に入る時、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだ時といった機会でのこまめな手洗いを徹底させること。(注意喚起のためのはり紙を掲出する等の工夫をすること。)

○基本的には、流水と石けんで手洗いをを行うが、流水で手洗いができない場合には、可能な範囲でアルコールを含んだ手指消毒液等を使用する。なお、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗わせるなどの配慮を行うこと。

○その他、新型コロナウイルスに関する正しい知識や、これらの感染症予防対策について、発達段階に応じた指導を行い、生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう指導すること。

(イ)マスク、ハンカチやタオル等の衛生用品の対応

○毎日、清潔なマスク、手をふくハンカチやタオル等を持参させ、共用しないように指導すること。(布マスクに関しては洗濯方法について、家庭科の授業で取り扱ったり、保健指導等で周知したりする等の工夫を行う。)

○国から送付された布マスクで不足する場合等は、引き続き家庭等で作成された手作りマスク等を活用すること。(各学校において家庭科等で手作りマスクを作成するなど工夫する。)また、県教育委員会が配付した緊急時のマスクも必要な時は活用する。

○マスクについては、十分な身体的距離が確保できる場合や体育の授業においては、着用する必要はない。なお、熱中症などの健康被害が発生のおそれがある場合は、マスクを着用しなくてよい。

(ウ)免疫力を高め、感染リスクを低減させる日常的な指導

○十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事について指導すること。

○清掃により清潔な空間を保ち、手洗いを徹底することを指導すること。

(エ)教室等の換気の徹底

○二方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われる。）を開けておく。冷暖房器具を使用する場合も、窓を開けた換気を行うこと。換気の程度や室温等については、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学

校薬剤師と相談し、生徒の服装についても配慮すること。

※窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分な換気に努めること。また、使用時は、人の密度が高くなるように配慮すること。

○体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態の場合は、二方向の窓を開けることにより、換気を行うようにすること。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにする。

(オ)座席の配置等の対応

○学校教育活動においては、十分な距離を保てない場合は、マスクを着用することとする。向かい合わせを避け、飛沫のかからないような十分な距離（多くの生徒が手の届く距離に集まらない状態）を保つよう指導すること。

○座席の配置の工夫としては、生徒の席の間に距離を確保し（できる限り1～2メートル）、対面とならないような形とすること。

○施設の状態や感染リスクの低減の面から、頻繁な換気と座席の工夫を組み合わせるなど、状況に応じて柔軟に対応すること。

○座席については、陽性者が出た際に迅速に濃厚接触者等を特定できるよう、授業ごとに記録しておくこと。

(カ)共用部分等の消毒対応

○教職員等は共有部分（トイレなど）、生徒等が利用する場所のうち、特に多くの生徒や教職員が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清拭消毒を行うこと。

※プラスチックや金属の表面では、ウイルスが数日間生存できるとされているので、注意すること。（厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」）

○教室（ドアノブ、スイッチ等）については、教職員の指導のもと、生徒も清掃活動の一環として消毒作業を行うことを可とする。ただし、生徒が消毒作業を行う場合は、消毒用エタノールや消毒効果が確認されている界面活性剤等を使用する。清掃・消毒作業後は、流水と石けんによる手洗いを徹底させること。

○教職員が使用する消毒液については、消毒用エタノール、消毒効果が確認されている界面活性剤、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は一定の条件を満たした次亜塩素酸水を使用する。

※次亜塩素酸ナトリウム消毒液を使用する場合は、手袋を使用するとともに、拭いた場所がさびるおそれがあるので、消毒後に水拭きを行うこと。また、生徒には扱わせないこと。

○人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用しないこと。

○消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム以外の新型コロナウイルスに対して消毒効果のある製品については、次のウェブページを参照し、適正な使用方法に十分に留意し、各学校で活用の判断を行うこと。

※新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

○教材、教具等、生徒間の共用を避けることが難しいものについては、使用の都度消毒

を行うのではなく、使用前後に手洗いをするように指導すること。

#### ウ 保健室における感染症予防対策

##### (ア)換気の徹底

○「イ 登校後の感染症予防対策 (エ)教室等の換気の徹底」と同じ扱いとする。

##### (イ)来室した生徒への対応等

○向かい合わせを避け、十分な距離（概ね1～2メートル）を保ち、3つの密にならない環境を設定すること。具体的な例として次のような工夫を行うこと。

- ・部屋のレイアウト変更。
- ・生徒等が一度に複数来室した際の対応として、順番待ちのための床へのマーキングや椅子の設置等。
- ・入室人数の制限。
- ・健康相談の予約制、時間制限等による来室人数の調整。

○養護教諭や教職員が来室する生徒に対応する際は、常にマスクを着用し、必要に応じてゴーグル、使い捨て手袋、フェイスシールド等を装着し、飛沫感染防止を行うこと。

○養護教諭や教職員は、生徒に対応するごとに手洗い又はアルコール消毒、うがいを行うこと。

○ゴミは、個々に密閉し、袋を2重にして捨てること。

○生徒の発熱等の風邪症状を確認した場合は、安全に帰宅させる。安全に帰宅するまでの間、学校に留まる場合は、他の者との接触を避けられるよう、別室で待機させること。なお、対応は限られた者が行うようにすること。

##### (ウ)部屋の消毒等

○養護教諭等はドアノブ等の共用部分については、休み時間終了後ごと等こまめに消毒液等を使用して清拭消毒を行うこと。その他は、「イ 登校後の感染症予防対策 (カ)共用部分等の消毒対応」と同じ扱いとする。

(2) 出席停止等の扱い

	出欠席の取扱い	健康観察上の留意点
罹患した生徒	感染者は治癒するまで「出席停止」。(学校保健安全法第19条) ※学校の臨時休業の日数について、保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定する。	保健所の指示に基づき、濃厚接触者を把握するとともに、体調不良の生徒がいなか確認する。臨時休業の判断を保健体育課に連絡する。
濃厚接触者	保健所の指示に基づき指定された期間「出席停止」(感染者と最後に濃厚接触した日から2週間程度)	保健所の指示に基づき、健康観察票等を活用し、健康観察を行う。
症状があり罹患の疑いがある場合	「出席停止」(学校保健安全法第19条)*	その間は健康観察票等を活用し、健康観察を行う。
症状はないが罹患の疑いがある場合	保護者の申し出により、学校医等と相談の上、「出席停止」	健康観察記録等により、基礎疾患がある生徒については、健康観察を徹底し体調変化に留意する。
基礎疾患があるなど重症化するおそれがある生徒	主治医や学校医に相談の上、保護者からの申出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	
感染の可能性についての保護者の申し出に合理的な理由があると判断する場合	保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」	
上記以外の生徒の臨時休業に伴う扱い	保健所からの要請や、学校医等と相談の上、決定した臨時休業期間「授業日数から除く」	

※R2.6.19 事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂及び出席停止等の扱いの一部変更について」参照

【生徒の健康管理】

ア 心身の健康観察

- (ア) 登校時に、生徒が持参した健康観察票を確認し、家庭で体温や健康状態を確認できなかった生徒については、速やかに検温及び健康観察等を行うこと。
- (イ) 基礎疾患等のある生徒については、健康観察を徹底し体調変化に留意すること。主治医の見解を保護者に確認の上、学校医等に相談し、個別に登校の判断を行う。登校しての学習活動が困難な場合は、引き続き ICT 等を活用した家庭学習を継続することとする。その場合、出欠席の扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。(「感染症予防対策(2)出席停止等の扱い」項目参照)

(ウ) 生徒の心身の健康状態に鑑み、必要に応じて、心のケアを含む健康相談を視野に入れた対応ができるよう配慮すること。

(エ) 特に、心のケアについては、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察等から、生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施や、スクールカウンセラー等による支援を行うなどして適切に対応すること。

【心身の健康観察項目】

体の症状		ストレス症状
最高体温		不安や怖さを感じる
呼吸器症状	せき	イライラが解消されない
	息苦しい	孤独や寂しさを感じる
	鼻みず・鼻づまり	疲れがとれない
	のどが痛い	眠れない
その他	全身がだるい	勉強がはかどらない
	頭痛	その他
	下痢	
	はき気・嘔吐	
	関節筋肉痛	
	味や匂いがわかりにくい	
	その他	

イ 罹患状況の把握について

(ア) 学校では、健康観察票を毎日記録させる等、症状がある者の早期発見に努め、罹患状況を随時把握すること。

(イ) 特に、基礎疾患を有する生徒は学校医等と相談するとともに、保護者との連携を密にし、学校全体での健康観察も強化すること。

(ウ) 発熱等の風邪症状が見られるときは、自宅で休養するよう指導し、表のチェック項目に一つでも該当する場合は、受診を勧め、経過について学校に継続的に連絡させること。

(エ) 生徒が罹患した場合、濃厚接触者になった場合、新型コロナウイルス感染症の検査を受ける予定となった場合又は検査を受けた場合は、速やかに保健体育課まで一報を入れること。

【罹患状況のチェック項目】

チェック	項目
	強いだるさ（倦怠感）がある
	強い息苦しさ（呼吸困難）がある
	高熱がある
	発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が続く * 症状が4日以上続く場合は必ず相談する * 糖尿病等の基礎疾患があるなど、重症化するリスクの高い場合は早めに相談する

### 3 昼食時の指導について

#### 【昼食時の指導について】

- 食事の前の手洗いを徹底するよう指導すること。
- 飛沫感染防止の観点から、当面、次のことについて生徒に指導すること。
  - ・他の生徒と離れて食事をする事。
  - ・対面で食事をとらず教室の正面を向いて食事をする事。
  - ・会話を控えて食事をする事。
- 教室に余裕がある場合などは、ホームルーム教室以外の教室を有効活用することで、一つの教室に集まる人数を減じるなどの工夫を行うことも有効である。

### 4 清掃活動について

#### 【校内の清掃について】

- 「通常登校」の段階から、生徒による床の清掃、黒板や黒板消しクリーナーの清掃等の清掃活動は可能とする。ただし、マスクの着用、終了後の手洗い等の指導を徹底すること。特に、生徒にゴミを回収させる際は、ビニール袋を密閉して縛るよう指導すること。また、ゴミを回収した後は、必ず石鹸と流水で手を洗うよう指導すること。
- 教室（ドアノブ、スイッチ等）については、教職員の指導のもと、生徒も清掃活動の一環として消毒作業を行うことを可とする。ただし、生徒が消毒作業を行う場合は、消毒用エタノールや消毒効果が確認されている界面活性剤等を使用する。清掃・消毒作業後は、流水と石けんによる手洗いを徹底させること。（再掲）
- 教室内の環境維持とごみ処理を担う者の感染リスクの低減の観点から、ゴミの持ち帰りを指導したり、ゴミを小さなビニール袋にまとめて捨てさせる、教室にごみ箱を置かず学年ごとに集約したごみ箱を廊下に設置したりするなどの工夫を引き続き行うこと。（使用済みのマスクの扱い等には十分注意すること。）

#### 【トイレの清掃について】

- トイレの清掃については、生徒が、床の清掃、便器の水洗い、トイレットペーパーの補充等を行うことを可能とするが、不特定多数が触れる照明スイッチ、水洗装置、扉の取手等についての清拭消毒については生徒が行うことのないようにすること。

